

役員定年規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟（以下「学連」という）役員の前年について定めるものである。

(役員の前年)

第2条 この規程において役員とは、評議員会で選任された理事および監事をいう。

(前年)

第3条 役員の前年は、原則として以下に定めるとおりとする。

会 長・専務理事・監事	80歳
理 事	78歳

- 前項の前年は、その役位に在任できる上限を示したものであり、当然その前年まで留任するものではない。
- 任期の重任は妨げないが、一般理事にあつては 5期10年、監事にあつては 3期12年を限度とする。但し、会長・専務理事は一般理事重任期間とは別途 3期6年の重任期間を設定する。
- 最長期間に達した役員を再び選任する場合は4年間の経過期間を必要とする。

(任期中の取扱い)

第4条 役員が、任期中に第3条に規定する前年に達したときは、任期満了まで前年を延長する。

(退任役員の前年)

第5条 退任する役員は、業務の引継ぎを完全に行わなければならない。

- 退任する役員が学連に対して債務がある場合、退任時に完全に返済しなければならない。

付 則

1. 規程の改廃

この規程の改廃は理事会において決議する。

2. 実施期日及び改正期日

この規程は、2021年11月13日から施行する。